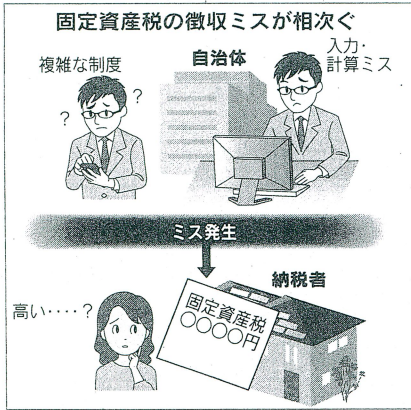


# 固定資産税 取りすぎ続発

市町村が固定資産税を徴収しすぎるミスが全国で後を絶たない。間違った課税額を納めるために自宅の売却を余儀なくされたり、20年間で約4850万円も多く課税されたりといった深刻な事案も。自治体職員の知識不足や単純ミスが原因で、総務省は対策に乗り出した。専門家は「発覚するのは氷山の一角。課税額が正しいか確かめる自衛策も必要」と指摘する。



## 自治体職員の知識不足・ミス

### 「課税額 自ら確認を」

2013~14年に発覚した主な固定資産税の過徴収

自治体	取り過ぎの規模	ミスの概要
栃木県那須塩原市	約7000万円	計455軒の民家などに重複課税ミス
埼玉県新座市	総額は非公表	1つの住宅に減額特例の適用見逃し
埼玉県白岡市	約4850万円	1軒の事務所・倉庫を過大に税務評価
兵庫県加古川市	約1億9000万円	企業の社員寮やグループホームなどの減額特例の適用漏れ計80件
岡山県真庭市	約6760万円	企業計2社の社屋などに、重複課税ミス
松山市	約2億890万円	アパート所有者ら計311人に減額特例の適用見逃し

埼玉県新座市で6月、市のミスで固定資産税を27年間にわたり本来より多く課税された夫婦が、納税のため自宅を手放していたことが発覚した。土地や住宅の書類をみた不動産会社が過徴収に

気づき、市はミスを認め、市は取りすぎた一部の約240万円を夫婦に返還した。市長は市議会であつてはならないことと謝罪したが、過徴収の総額は非公表だ。

総務省の調査では2009~11年度の3年間で、固定資産税の取りすぎが発覚して減額修正されたのは全国で25万件以上あった。調査後もミスは続き、14年に入っても兵庫県加古川市で20年にわたり約80件を対象に総額約1億9千万円を過徴収していたことが発覚。埼玉県白岡市では1軒の

## 不服審査使い勝手不満

納税者が固定資産税の額に不服がある場合に第三者に審査を申し立てる制度もあるが、期間が限られるなど「使い勝手が悪い」という不満が根強い。不服審査制度では、各自治体の固定資産税評価審査委員会が審査を担当。納税者の申し出を受け、実地調査や書面審査を経て決定を出す。決定に納得できなければ、課税取り消しなどを求める行政訴訟も起こせる。ただ委員会へ申し立てができる期間は、3年に1度の固定資産税の評価替え直後の60日間の

事務所・倉庫に20年間で動も無い。知識や経験が不足気味になる」と明かす。新座市や加古川市では、歴代担当者がミスに気づかず誤った課税を数十年も引き継いでいた。総務省は税の信頼性に関わるとし、自治体の税務担当者を対象とする今年度の定期研修で固定資産税を重点項目にした。昨年春には外郭団体「資産

### 対象期間限定 決着に数年も

み。審査が長期化して数年にわたることもあり、行政訴訟に進めば決着はさらに長びく。「取りすぎ」が認められても、全額が返還されるわけではない。多くの自治体は条例で返還する対象期間を限定しており、過去5年分から過去20年分までばらばらだ。固定資産税に詳しい占部裕典・同志社大法学大学院教授は「不服審査の門戸が狭く、また返還のルールも統一されないなど制度の課題は多い」と指摘している。

創立1965年 信頼の総合調査  
8都府県弁護士協同組合特約店  
**トクチョー**  
www.tokucho.co.jp

評価システム研究センター」と共同で、ミスの原因などをまとめた冊子を作成、全国の自治体に配布して注意喚起した。全国各地から相談を受ける不動産鑑定士の山口隆志氏(72)は「税額の算出方法は複雑で誤って課税しても表面化しにくい。納税者はおかしいと思ったら情報公開請求で計算書などを取り寄せ、専門家に相談して課税額が適正か確かめてみた方がいい」と話している。